京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第６条の規定による届出がありましたので、条例第７条の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

令和８年３月９日

京都市長　松井　孝治

１　条例第６条において規定する開発事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

エムケイホールディングス株式会社

代表取締役　青木　信明

京都市南区西九条東島町６３－１

２　開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積

京都市山科区西野小柳町６番地ほか

約６，８１８平方メートル

３　開発構想における主な用途

物販店舗

４　縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

５　縦覧期間及び時間

令和８年３月９日から同年同月２３日まで（ただし、京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

午前８時４５分から午後５時３０分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

６　条例第９条第１項に規定する意見書の提出期限

令和８年３月９日から同年同月３０日まで

（注）上記意見書を提出しようとする者は、条例施行規則第８条に規定する事項を記載した文書を、〒６０４－８５７１京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

（都市計画局都市企画部都市計画課）